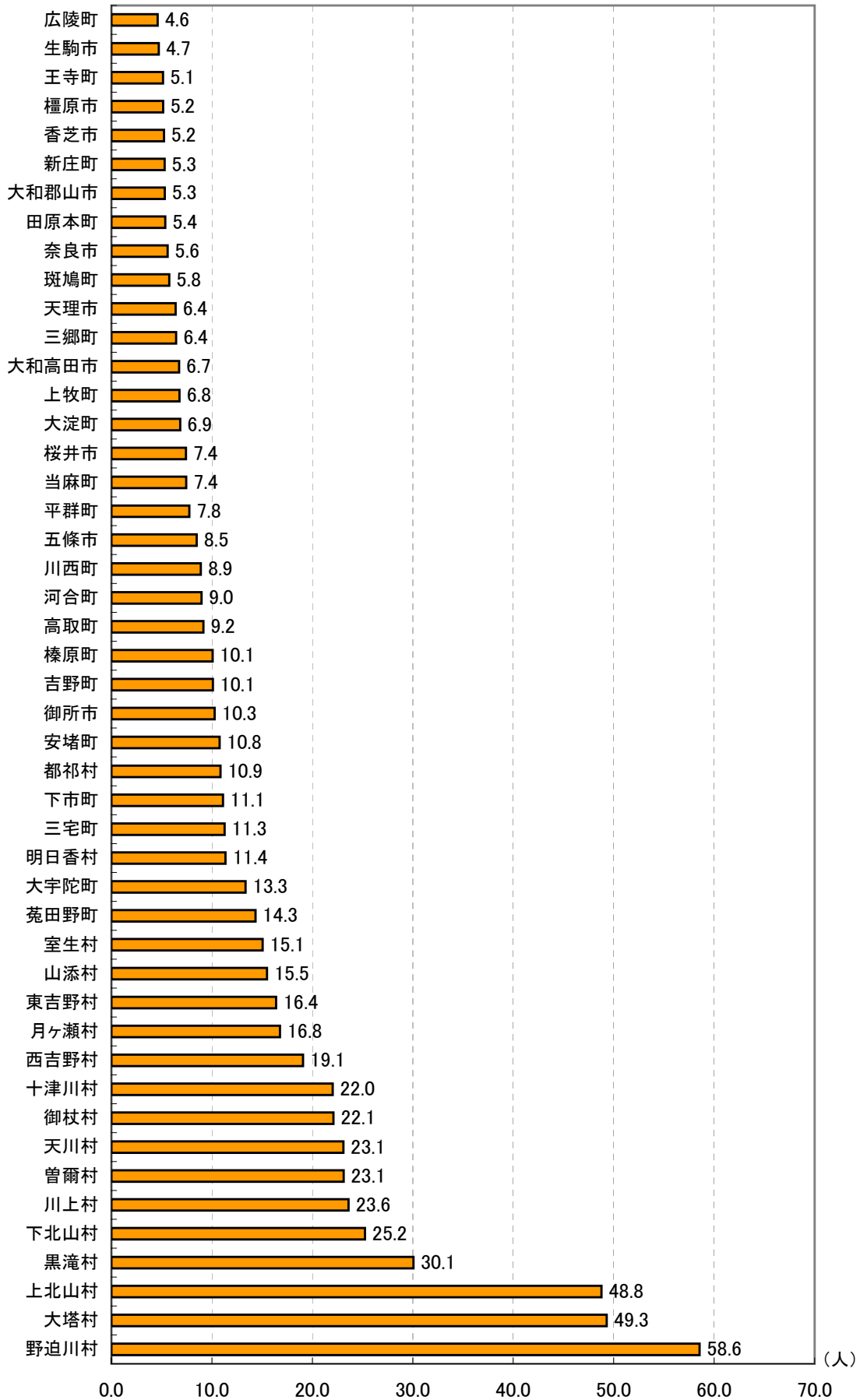


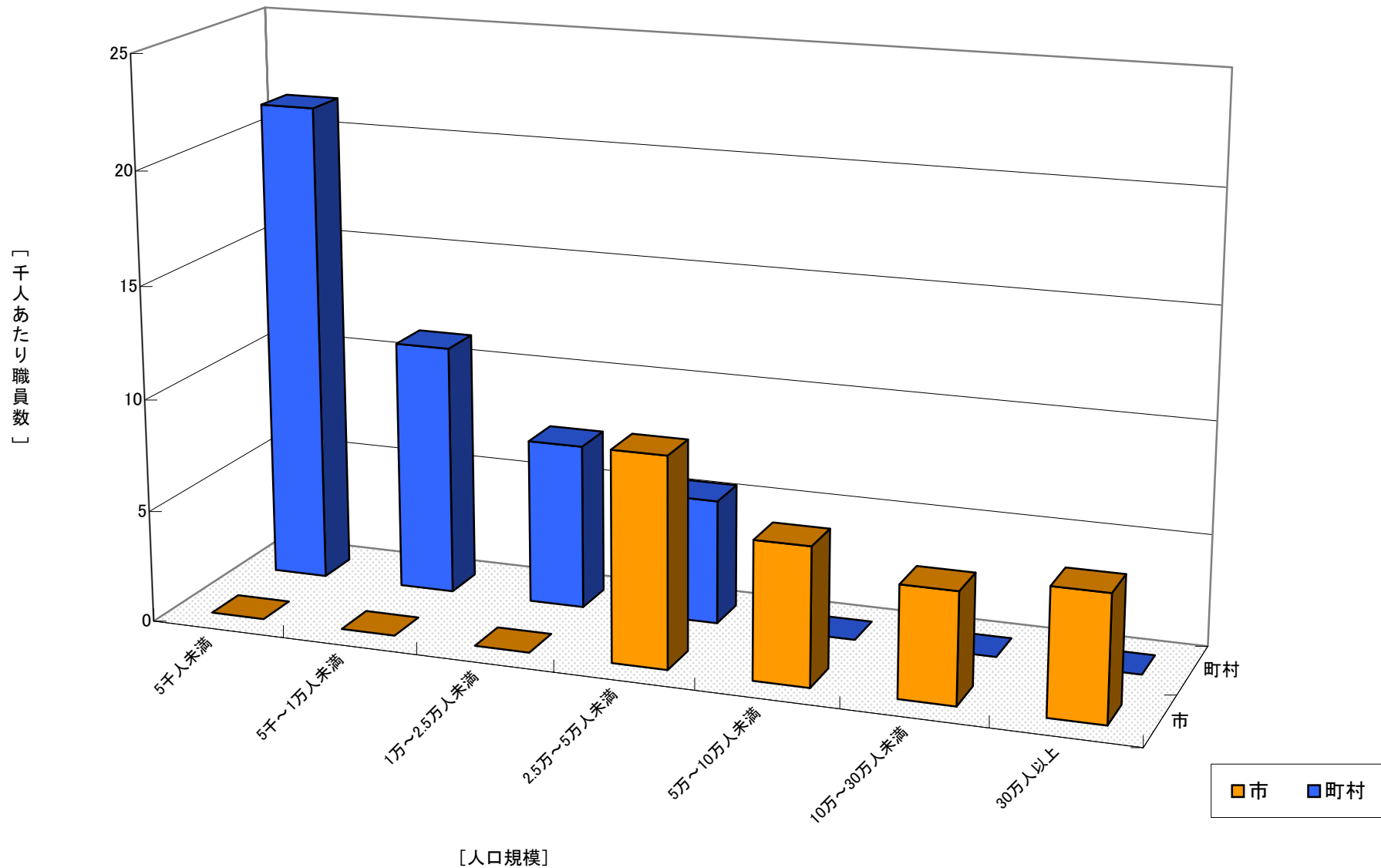
## 【人口千人あたり一般行政職員数(県内市町村別)】



人口:住民基本台帳(H16.9.1) 職員数:奈良県市町村要覧(平成16年度)  
 ※合併前市町村のデータによる

## 【人口千人あたり一般行政職員数(人口規模別)】

人口：住民基本台帳(H16.9.1)  
職員数：奈良県市町村要覧(平成16年度)  
※合併前市町村のデータによる



## 市町村の規模と部門別職員数の比較

(平成16年度地方公共団体定員管理調査より)

部 門	具 体 的 な 担 当 業 務	A 市 約11万人	B 町 約3万人	C 村 約2千人
議 会	・議会事務局	8	3	1
総務・企画部門	・総務部門 ⇒ 秘書、財政、人事給与、財産管理、出納、職員研修、自治会、文書管理等 ・企画部門 ⇒ 企画、情報処理、広域行政 等 ・行政委員会 ⇒ 選挙管理委員会、公平委員会、監査委員 等 ・住民関係 ⇒ 戸籍及び住民登録、防災業務、広報公聴、外国人登録、印鑑登録	136	32	20
税 務 部 門	・課税業務 (市町村民税、固定資産税、入湯税等)、徴収業務、各種証明業務 等	40	12	4
民 生 部 門	・社会福祉 ⇒ 社協、共同募金、民生委員、ボランティア、生活保護、障害者等 ・高齢者対策 ⇒ 介護保険、施設サービス、在宅サービス、老人クラブ 等 ・児童福祉 ⇒ 少子化対策、児童館、保育所 等 ・年金・保険 ⇒ 国民年金、国民健康保険 等 ・地域改善	145	45	17
衛 生 部 門	・保健衛生 ⇒ 保健衛生 (検診、母子保健、予防接種、健康相談、訪問看護、精神衛生等) ・衛生関係 ⇒ 墓地、火葬場、と畜検査、公害問題、環境保全 等 ・清掃関係 ⇒ ゴミの収集及び処理、し尿の収集及び処理、リサイクル 等	67	41	2
労 働 部 門	・勤労センター、人材センター 等	1	0	0
農林水産部門	・農業関係 ⇒ 農業振興、農業委員会、土地改良事業、農業協同組合 等 ・林業関係 ⇒ 林業振興、水源地対策、林道整備 等 ・水産業関係 ⇒ 水産振興、漁業権 他	11	5	3
商 工 部 門	・商工会、商店街、地場産業、村おこし ・観光振興、温泉、各種イベント	4	2	2
土 木 部 門	・道路事業、河川事業、治水事業等の公共事業の実施と公共施設の管理 ・都市計画 (線引き、開発指導 等)、街路・都市公園等の整備及び管理 ・駅前再開発、区画整理事業、駐車場及び駐輪場、放置自転車対策 等 ・公営住宅、用地買収、土地開発公社、境界明示	123	24	3
教 育 部 門	・教育一般業務 ⇒ 教育委員会、教職員に係る庶務的業務 等 ・社会教育業務 ⇒ 生涯学習、公民館の設置及び管理、文化財関係業務 等 ・保健体育業務 ⇒ 運動公園等の整備・管理、学校給食に関する業務 ・義務教育 (小学校・中学校) に関する業務 ・その他の教育関係 ⇒ 高等学校、幼稚園、学童保育 等	211	51	7
消 防	・消防関係、救急搬送 等	147	0	0
公 営 企 業	・病院事業 ・水道事業 (上水) ・下水道事業 ・その他特別会計 (国保事業、介護保険、宿泊施設の経営 等)	99	23	8
職 員 数 合 計		995	239	67

※ A市、B町、C村はいずれも県内市町村

# 市町村の規模と介護保険を担当する職員数の比較

A市の福祉関係の組織（人口約11万人市）	B町の福祉関係の組織（人口約3万人の町）	C村の福祉関係の組織（人口約2千人の村）
<p><b>福祉健康部（190名）</b></p> <p><b>健康課（課長1・補佐1）計21名</b>  <b>管理係（2）</b> 休日夜間応急診療、精神保健、感染症対策、医療関係団体に関することなど  <b>健康係（14）</b> 母子保健、老人保健法による保健事業、精神保健及び精神障害者福祉法による居宅生活支援、結核その他疾病予防に関すること等</p> <p><b>国保年金課（課長1・補佐1）計25名</b>  <b>国保係（11）</b> 国民健康保険税に関すること、国民健康保険被保険者資格等に関すること、国民健康保険運営協議会に関することなど  <b>年金係（4）</b> 国民年金被保険者の資格の得喪、国民年金関係書類の審査・通達、被保険者名簿、福祉年金に関すること  <b>福祉医療係（8）</b> 老人・母子・乳幼児・心身障害者に対する医療費の助成、老人保健法による医療に関すること</p> <p><b>介護保険課（課長1・補佐1）計11名</b>  <b>認定係（3）</b> 要介護認定の申請・認定、介護認定審査会、高齢者の健康啓発に関すること  <b>保険係（6）</b> 介護保険料の賦課徴収に関すること、介護保険被保険者の資格等に関すること、介護報酬の請求・審査、保険給付金の支払、介護保険の運営、介護保険のサービス提供事業者の指導等に関することなど</p> <p><b>福祉事務所</b>  <b>福祉総務課（課長1・補佐1）計24名</b>  <b>庶務係（4）</b> 地域福祉計画、保護金品の支出、高齢者交通費助成事業、災害救助、戦傷病者・戦没者遺族等の援護、高齢者の生きがいに関することなど  <b>保護係（6）</b> 生活保護法に定める各種扶助、生活保護法に定める調査・指導・措置、民生委員・児童委員・民生委員推薦会、行旅病人・行旅死亡人・浮浪者の取扱いなど</p> <p><b>福祉支援課（課長1・補佐1）計13名</b>  <b>福祉係（4）</b> 高齢者・障害者の福祉計画、福祉年金の支給、障害児福祉手当・特別障害者手当等の支給等に関すること、障害者福祉施設等の整備、福祉統計に関することなど  <b>支援係（7）</b> 高齢者の訪問指導、高齢者・障害者の生活支援・家族介護支援事業、介護支援専門員の指導・育成等、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法に関すること、介護予防に関すること</p> <p><b>児童福祉課（課長1・補佐1）計95名</b>  <b>保育係（8）</b> 保育所の入所・退所の決定、保育料の決定・徴収、保育所運営委員会に関すること  <b>児童福祉係（3）</b> 児童福祉施策に関すること、児童福祉法に関すること、母子及び寡婦福祉法に関すること、児童館に関することなど</p> <p><b>4保育園（76）</b>  <b>児童館 他（5）</b></p>	<p><b>住民生活部（33名）</b></p> <p><b>福祉課（課長1・補佐2）計14名</b>  <b>社会福祉係（4）</b> 社会福祉、人権対策、生活保護、身体障害者福祉、知的障害者福祉、あゆみの家、災害救助、ふれあい交流センター  <b>児童福祉係（2）</b> 児童福祉、母子福祉、保育所、学童保育  <b>高齢福祉係（2）</b> 高齢者福祉、老人憩いの家、〇〇〇組合、シルバー人材センター  <b>介護福祉係（3）</b> 介護保険</p> <p><b>健康増進課（課長1・補佐1）計19名</b>  <b>健康対策係（11）</b> 健康増進対策、伝染病予防、保健センター、休日診療組合（保健センター内）</p> <p><b>国民年金係（3）</b> 国民年金事務</p> <p><b>国民健康保険係（1）</b> 国民健康保険</p> <p><b>福祉医療係（2）</b> 老人・心身障害者等への医療費の助成、老人保健</p>	<p><b>住民生活課（8名）</b> 住民の諸届の受理／印鑑その他証明／埋火葬の許可／住民基本台帳及び印鑑登録簿の記録整理／戸籍の編成及び記載並びに外国人登録／国民健康保険／国民年金／老人福祉法に基づく医療／災害救助及び日赤事業／妊産婦及び乳幼児の保健／社会保障及び社会福祉／保健衛生、伝染病予防、狂犬病予防法及びへい獣処理／ゴミ処理、し尿処理、公害及び環境衛生全般／<b>介護保険</b>／米穀類購入通帳、母子手帳交付</p> <p><b>保育園</b> 学前児の保育所入園、退園／園児の交通安全策</p> <p><b>老人福祉センター</b> 老人の生活、住宅、身上等に関する相談、援助、指導／老人の疾病の予防、治療に関する相談、援助、指導／老人の健康増進のための栄養、運動等の指導／老人の生業及び就労に関する指導／老人の後退機能の回復訓練／老人の教養の向上及びレクリエーション等の事、広報</p> <p><b>児童館</b> 地区児童全学年の学童保育／地区児童の自主的、機関及び団体との連絡調整組織的活動の促進／地区児童並びに関係</p> <p><b>診療所</b> 健康診断及び健康相談／療養の指導及び相談／診察</p>

※ A市、B町、C村はいずれも県内市町村  
第2回 奈良県市町村合併推進審議会

## 介護保険に関する事務について

下表に示すのは、市町村が行っている介護保険に関する事務である。

これをみると小規模町村も大規模都市も、介護保険の対象となる方の多い少ないはあるものの、同じ業務を行っている。

介護保険に関する事務		根拠条文（介護保険法）	備考
第1	被保険者の資格管理に関する事務		
	1 被保険者の資格管理	法第11条～第12条	
	2 住所地特例の管理	法第13条	
	3 被保険者証の交付・更新等に関する事務	法第12条	
	4 被保険者台帳の管理		
第2	要介護認定要支援認定に関する事務		
	1 要介護（要支援）認定等に関する事務	法第27条・第28条・第32条	
	2 職権による要介護区分変更及び取り消し	法第30条・第31条・第34条	
	3 住所移転者に係る介護（要支援）認定	法第36条	
第3	介護認定審査会の設置等	法第14～17条・第27条・第32条	
第4	保険給付		
	1 受給者の記録管理		
	(1) 受給者台帳の管理		
	(2) 給付制限等の管理	法第63条～第69条	
	(3) 利用者負担額の減免者の管理	法第48条・第50条・第60条	
	(4) 国民保険連合会への情報提供	法第41条・第48条	
	2 給付実績の記録管理等		
	(1) 居宅介護（支援）サービス計画管理に関する事務	法第46条・第48条	
	(2) 介護・予防給付の実績管理に関する事務	法第43条・第55条	
	(3) 償還払いの給付管理に関する事務	法第44～45条・第47～49条・第56～57条	
	(4) 高額介護（居宅支援）サービス費の支給に関する事務	法第51条・第61条	
	(5) 特別給付に関する事務	法第62条	
	(6) 他の法令による給付との調整	法第20条	
	(7) 損害賠償請求及び不正利得の徴収等の事務	法第21～22条	
第5	保健福祉事業	法第175条	
第6	市町村介護事業計画の策定		
第7	保険財政関係		
	1 会計処理	法第3条	
	2 国庫支出金等の処理	法第121条～第128条	
第8	保険料		
	1 保険料算定に関する事務	法第129条	
	2 徴収事務	法第130～141条・第143条・第145条	
	3 減免、徴収、猶予に関する事務	法第142条	
	4 滞納に関する事務	法第66～67条・第144条	
	5 過誤納に関する事務	法第139条	
第9	苦情の処理		
第10	広報等		

### 認定の広域化

介護認定審査会の設置・運営にあたっては、審査会委員の確保、公平・公正な審査判定の実施、効率的な事務の執行等の理由から、市町村の区域を超えた取り組みが有効であり、下表のとおり市町村間での連携が図られている。

（平成17年9月25日現在）

運営形態	実施数	名称及び加入保険者名
単独設置	6	奈良市、大和高田市、大和郡山市、御所市、生駒市、香芝市
機関の共同設置	4	天理市、山添村
		橿原市、高取町、明日香村
		川西町、三宅町、田原本町
		葛城市、広陵町
広域連合	2	桜井宇陀広域連合（桜井市、大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村、曽爾村、御杖村）
		南和広域連合 （五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）
組合	1	王寺周辺広域休日応急診療施設組合 （平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町）

## 【県内の市町村の主な専門職員配置状況】

(表の数字は市町村数)

### ◆ 保健師・助産師

人 口	配置なし	1～2人	3～4人	5～7人	8～10人	11人～
5,000人未満	1	13	1			
5,000～10,000人			6	3		
10,000～30,000人				7	4	
30,000～50,000人					4	
50,000人～100,000人						5
100,000人以上			1			2

### ◆ 栄養士

人 口	配置なし	1～2人	3～4人	5～7人	8～10人	11人～
5,000人未満	15					
5,000～10,000人	9					
10,000～30,000人	4	5	2			
30,000～50,000人	2	1	1			
50,000人～100,000人		1	2	2		
100,000人以上	1	1		1		

### ◆ 建築技師

人 口	配置なし	1～2人	3～4人	5～7人	8～10人	11人～
5,000人未満	14	1				
5,000～10,000人	8		1			
10,000～30,000人	6	4	1			
30,000～50,000人	1	1		1	1	
50,000人～100,000人				1	1	3
100,000人以上						3

### ◆ 土木技師

人 口	配置なし	1～2人	3～4人	5～7人	8～10人	11人～
5,000人未満	8	5	1			1
5,000～10,000人	5		2	1		1
10,000～30,000人	4	4			2	1
30,000～50,000人					1	3
50,000人～100,000人						5
100,000人以上						3

平成16年地方公共団体定員管理調査(H16.4.1現在)より作成